



# 熊本県公報

第 1 2 6 8 4 号

平成 29 年 12 月 22 日(金)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の認定..... (医療政策課) 1
- 保安林の指定に関する予定..... (森林保全課) 1
- 保安林の指定に関する予定..... ( " ) 2
- 有害興業の指定..... (くらしの安全推進課) 2
- 指定居宅サービス事業者の廃止..... (高齢者支援課) 2
- 指定居宅介護支援事業者の廃止..... ( " ) 3
- 指定介護予防サービス事業者の廃止..... ( " ) 4
- 指定介護予防サービス事業者の廃止..... ( " ) 4
- 道路の供用開始..... (道路保全課) 5
- 道路の供用開始..... ( " ) 6
- 道路の区域変更..... ( " ) 6
- 造成宅地防災区域の指定..... (建築課) 6
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止..... (社会福祉課) 7
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更..... ( " ) 7
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定..... ( " ) 8
- 保安林の指定に関する予定..... (森林保全課) 8
- 保安林の指定に関する予定..... ( " ) 8

### 公 告

- 林業種苗生産事業者の登録..... (森林整備課) 9
- 宇土ノ迫入会林野整備計画の適否..... (森林保全課) 9
- 土地改良区役員の退任及び就任..... (農村計画課) 9
- 公共測量の実施..... (監理課) 10
- 農用地利用配分計画の認可申請..... (農地・担い手支援課) 10
- 農用地利用配分計画の認可申請..... ( " ) 10

## 告 示

### 熊本県告示第 1 0 9 7 号

救急病院等を定める省令（昭和 3 9 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。  
平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人社団三森会三森循環器科・呼吸器科病院	山鹿市大橋通 1 2 0 4 番地	平成 2 9 年 1 2 月 1 7 日から 平成 3 2 年 1 2 月 1 6 日まで

### 熊本県告示第 1 0 9 8 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。  
平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字一勝地丙字日当野 1 3 1 6 番 3、1 3 1 7 番 4、1 3 1 8 番 1、1 3 1 8 番 2、1 3 1 8 番 4、1 3 1 8 番 5、大字一勝地丁字小畑 8 7 9 番 1 から 8 7 9 番 3 まで、8 8 2 番 3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1)立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 0 9 9 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。  
 平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県葦北郡芦北町大字大尼田字中道 3 番 1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1)立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 1 0 0 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。  
 平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	未亡人下宿？ 谷間も貸します（オーピー） ルナの告白 私に群がった男たち（新日本映像） 金粉 F U C K ずぶ濡れ観音（オーピー） 裸の未亡人 淫らな肉体（新東宝映画） 感じるつちんこ ヤリ放題！（オーピー） 人妻を濡らす蛇 S M 至極編（オーピー） 絶倫不倫 ギンギラギンにいやらしく（新東宝映画） 結婚前夜 やさしく挿れて（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 1 1 0 1 号

次のとおり介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条の規定により公示する。  
 平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
鹿本農業協同組合	夢さくら	山鹿市久原 5 4 3 9 番地 1	平成 2 9 年 5 月 3 1 日	通所介護
医療法人熊本愛心会鏡クリニック	鏡クリニック通所リハビリサービスセンター	八代市鏡町下有佐 4 4 9 番地	平成 2 9 年 5 月 3 1 日	通所リハビリテーション
医療法人丸田会	丸田病院	八代市萩原町 1 丁目 5 番 2 2 号	平成 2 9 年 6 月 1 日	短期入所療養介護
社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協ほほえみ坂本	八代市坂本町荒瀬 1 3 0 7 番地	平成 2 9 年 7 月 3 1 日	訪問介護
社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協ほほえみ鏡	八代市鏡町鏡村 7 2 0 番地	平成 2 9 年 7 月 3 1 日	訪問介護

社会福祉法人暁興会	訪問介護事業所 麗洋苑	天草市有明町須子 1 9 6 4 番地	平成 2 9 年 7 月 3 1 日	訪問介護
有限会社かぐや姫	デイサービスセンターあんみつ姫	宇城市松橋町南豊崎 7 2 番地	平成 2 9 年 7 月 3 1 日	通所介護
医療法人田中会	ヘルパーステーションじんない	菊池郡大津町大字陣内 1 1 6 7 番地 5	平成 2 9 年 8 月 1 日	訪問介護
医療法人すえひろ会	渕上病院	水俣市塩浜町 2 番 1 9 号	平成 2 9 年 7 月 1 日	短期入所療養介護
社会医療法人社団熊本丸田会	介護老人保健施設サンライズヒル	菊池郡菊陽町大字曲手 7 6 0 番地	平成 2 9 年 7 月 3 1 日	訪問リハビリテーション
医療法人社団大徳会	みどりの里居宅療養管理指導事業所	阿蘇郡小国町宮原 4 2 5 番地 5	平成 2 9 年 8 月 3 1 日	居宅療養管理指導
有限会社さとがえり	デイサービスセンターさとがえり山鹿	山鹿市鍋田 2 0 6 9 番地 1	平成 2 9 年 7 月 3 1 日	通所介護
城山 将一	ゆうあい薬局	水俣市古賀町 2 丁目 5 番 3 7 号	平成 2 9 年 3 月 3 1 日	居宅療養管理指導
有限会社すみれ薬局	有限会社 すみれ薬局	菊池郡大津町室 1 0 7 - 4	平成 2 9 年 8 月 3 1 日	居宅療養管理指導
一般社団法人八代市医師会	八代市医師会立病院	八代市平山新町 4 4 3 8 - 3	平成 2 9 年 9 月 3 0 日	短期入所療養介護
特定非営利活動法人さわやかネット天草	ヘルパーステーション さわやか	天草市五和町城河原 1 丁目 5 8 番地	平成 2 9 年 8 月 3 0 日	訪問介護
医療法人社団高整会	高橋整形外科医院	荒尾市原万田 8 1 5 番地 2	平成 2 9 年 7 月 2 0 日	短期入所療養介護
有限会社桑原モータース	有限会社 桑原モータース	八代市日奈久浜町 1 4 4 番地の 5	平成 2 9 年 1 0 月 7 日	福祉用具貸与
有限会社桑原モータース	有限会社 桑原モータース	八代市日奈久浜町 1 4 4 番地の 5	平成 2 9 年 1 0 月 7 日	特定福祉用具販売
公立玉名中央病院企業団	公立玉名中央病院訪問看護ステーション	玉名市中 1 9 1 7 番地 1	平成 2 9 年 9 月 3 0 日	訪問看護

### 熊本県告示第 1 1 0 2 号

次のとおり介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条第 2 項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
ケアパーク株式会社	ケアパーク居宅介護支援事業所	八代市長田町 3 3 0 0 番地	平成 2 9 年 6 月 3 0 日
社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協さわやか鏡	八代市鏡町鏡村 7 2 0 番地	平成 2 9 年 7 月 3 1 日
有限会社雅	まゆみケアプラン事業所	玉名郡玉東町山口 3 0 0 番地	平成 2 9 年 8 月 1 5 日
有限会社菊池地域居宅サービス支援センター	有限会社 菊池地域居宅サービス支援センター	菊池市隈府 1 5 8 2 番地の 6	平成 2 9 年 9 月 1 日

医療法人社団秀誠会	しゃらの樹	上益城郡甲佐町岩下 1 5 7 番地 1	平成 2 9 年 8 月 3 1 日
株式会社ケアサポート あらお	ケアプランセンター ちどり	荒尾市増永 2 7 5 - 2	平成 2 9 年 9 月 3 0 日
公立玉名中央病院企業 団	公立玉名中央病院指 定居宅介護支援事業 所	玉名市中 1 9 1 7 番地 1	平成 2 9 年 9 月 3 0 日

**熊本県告示第 1 1 0 3 号**

次のとおり介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
医療法人熊本愛 心会鏡クリニック	鏡クリニック通 所リハビリサー ビスセンター	八代市鏡町下有 佐 4 4 9 番地	平成 2 9 年 5 月 3 1 日	介護予防通所 リハビリテー ション
医療法人丸田会	丸田病院	八代市萩原町 1 丁目 5 番 2 2 号	平成 2 9 年 6 月 1 日	介護予防短期 入所療養介護
医療法人すえひ ろ会	湧上病院	水俣市塩浜町 2 番 1 9 号	平成 2 9 年 7 月 1 日	介護予防短期 入所療養介護
社会医療法人社 団熊本丸田会	介護老人保健施 設サンライズヒ ル	菊池郡菊陽町大 字曲手 7 6 0 番 地	平成 2 9 年 7 月 3 1 日	介護予防訪問 リハビリテー ション
医療法人社団大 徳会	みどりの里居宅 療養管理指導事 業所	阿蘇郡小国町宮 原 4 2 5 番地 5	平成 2 9 年 8 月 3 1 日	介護予防居宅 療養管理指導
城山 将一	ゆうあい薬局	水俣市古賀町 2 丁目 5 番 3 7 号	平成 2 9 年 3 月 3 1 日	介護予防居宅 療養管理指導
有限会社すみれ 薬局	有限会社 すみ れ薬局	菊池郡大津町室 1 0 7 - 4	平成 2 9 年 8 月 3 1 日	介護予防居宅 療養管理指導
医療法人社団高 整会	高橋整形外科医 院	荒尾市原万田 8 1 5 番地 2	平成 2 9 年 7 月 2 0 日	介護予防短期 入所療養介護
有限会社桑原モ ーターズ	有限会社 桑原 モーターズ	八代市日奈久浜 町 1 4 4 番地の 5	平成 2 9 年 1 0 月 7 日	介護予防福祉 用具貸与
有限会社桑原モ ーターズ	有限会社 桑原 モーターズ	八代市日奈久浜 町 1 4 4 番地の 5	平成 2 9 年 1 0 月 7 日	特定介護予防 福祉用具販売
公立玉名中央病 院企業団	公立玉名中央病 院訪問看護ステ ーション	玉名市中 1 9 1 7 番地 1	平成 2 9 年 9 月 3 0 日	介護予防訪問 看護

**熊本県告示第 1 1 0 4 号**

次のとおり地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 2 6 年法律第 8 3 号）附則第 1 1 条及び第 1 4 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前の介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、公示する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ケア・ピープルズ	デイサービスだんだん	人吉市下原田町字瓜生田 7 7 7 番地 4	平成 2 9 年 4 月 3 0 日	介護予防通所介護
株式会社ミロク	菜々彩	八代市敷川内町 1 2 0 2 番地	平成 2 9 年 4 月 3 0 日	介護予防通所介護
株式会社ひなた	陽向	八代市古城町 2 9 1 4 番地 1	平成 2 9 年 3 月 3 1 日	介護予防訪問介護
株式会社ワールドスター	リハビリ型デイサービス アスカ	八代市大村町 7 8 5 番地 1	平成 2 9 年 5 月 3 1 日	介護予防通所介護
友愛介護株式会社	デイサービスおおづ花風香	菊池郡大津町陣内 1 4 2 7 番地 1	平成 2 9 年 1 0 月 1 日	介護予防通所介護
社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協ほほえみ坂本	八代市坂本町荒瀬 1 3 0 7 番地	平成 2 9 年 7 月 3 1 日	介護予防訪問介護
社会福祉法人八代市社会福祉協議会	八代市社協ほほえみ鏡	八代市鏡町鏡村 7 2 0 番地	平成 2 9 年 7 月 3 1 日	介護予防訪問介護
株式会社 MMM	いにしえ介護事業所 通所介護 孫	山鹿市鹿本町高橋 3 0 7 番 7	平成 2 9 年 3 月 3 1 日	介護予防通所介護
合同会社いっぷうかん	デイサービスほほえみ	八代市井揚町字参番割 3 0 9 1 番 2	平成 2 9 年 8 月 1 日	介護予防通所介護
社会福祉法人暁興会	訪問介護事業所 麗洋苑	天草市有明町須子 1 9 6 4 番地	平成 2 9 年 7 月 3 1 日	介護予防訪問介護
医療法人田中会	ヘルパーステーションじんない	菊池郡大津町大字陣内 1 1 6 7 番地 5	平成 2 9 年 8 月 1 日	介護予防訪問介護
有限会社かぐや姫	デイサービスセンターあんみつ姫	宇城市松橋町南豊崎 7 2 番地	平成 2 8 年 3 月 3 1 日	介護予防通所介護
有限会社水俣タクシー	ほほえみ介護支援センター	水俣市幸町 2 - 1 5	平成 2 9 年 8 月 2 3 日	介護予防訪問介護
特定非営利活動法人さわやかネット天草	ヘルパーステーション さわやか	天草市五和町城河原 1 丁目 5 8 番地	平成 2 9 年 8 月 3 0 日	介護予防訪問介護
株式会社ケアサポートあらお	デイサービスセンター千鳥庵	荒尾市増永 2 7 5 - 2	平成 2 9 年 9 月 3 0 日	介護予防通所介護

熊本県告示第 1 1 0 5 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	相良人吉線	球磨郡相良村四浦西 1 2 6 8 番 5 地先から 同所 1 2 6 8 番 4 地先まで	14.0	災害復旧

2 供用を開始する期日 平成 29 年 1 2 月 2 2 日

熊本県告示第 1 1 0 6 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 29 年 1 2 月 2 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町田上字松野田 8 6 番地先から 八代市坂本町田上字中畑 5 5 3 番地先まで	109.8	災害防除

2 供用を開始する期日 平成 29 年 1 2 月 2 2 日

熊本県告示第 1 1 0 7 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 29 年 1 2 月 2 2 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 29 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	4 4 5 号	球磨郡五木村甲字伏越 1 0 4 6 番 9 地先から 球磨郡相良村大字四浦東 2 5 3 4 番 3 地先まで	前	8.5 ～ 151.7	8223.0	迂回路の道路区域からの除外（村へ返還）
		球磨郡五木村甲字伏越 1 0 4 6 番 9 地先から 球磨郡相良村大字四浦西字舟渡 7 8 3 番 2 地先まで		6.1 ～ 84.1		
		球磨郡五木村甲字伏越 1 0 4 6 番 9 地先から 球磨郡相良村大字四浦東 2 5 3 4 番 3 地先まで	後	8.5 ～ 151.7	8223.0	

2 区域を変更する期日 平成 29 年 1 2 月 2 2 日

熊本県告示第 1 1 0 8 号

宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 20 条第 1 項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 29 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

市ノ後地区造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字木山字市ノ後 5 4 5 番 1、5 4 5 番 3、5 4 8 番 2、5 4 8 番 3、5 4 8 番 4 の一部（次の図に示す部分に限る。）、5 4 8 番 2 地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

辻地区（その 2）造成宅地防災区域

上益城郡益城町大字宮園字辻 7 0 1 番 2、7 0 1 番 3、7 0 1 番 2 地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 1 1 0 9 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
公立玉名中央病院	玉名市中 1 9 5 0	平成 2 9 年 9 月 3 0 日

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
脇山歯科クリニック	人吉市鶴田町 8 6 6	平成 2 9 年 1 0 月 1 4 日

（訪問看護）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
公立玉名中央病院訪問看護ステーション	玉名市中 1 9 1 7 番地 1	平成 2 9 年 9 月 3 0 日

**熊本県告示第 1 1 1 0 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（歯科）

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
港町ひさがい歯科 八代市港町 5	名 称		平成 2 9 年 1 0 月 1 日
	上元歯科医院	港町ひさがい歯科	

（薬局）

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
双葉薬局 玉名市立願寺 1 9 0 番地 5	名 称		平成 2 9 年 1 0 月 1 日
	双葉薬局 玉名店	双葉薬局	
	住 所		
	玉名市立願寺 1 8 8 番地 3	玉名市立願寺 1 9 0 番地 5	
こもり薬局 阿蘇郡西原村小森 2 8 2 2 - 4	住 所		平成 2 9 年 1 0 月 3 0 日
	阿蘇郡西原村小森 1 1 3 - 1	阿蘇郡西原村小森 2 8 2 2 - 4	

(訪問看護)

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
訪問看護ステーション HEART 菊池郡菊陽町津久礼 3 0 4 4 番地 2 2	住 所		平成 2 9 年 9 月 1 7 日
	菊池郡菊陽町津久礼 2 9 7 0 番地 1 2 0 5 号	菊池郡菊陽町津久礼 3 0 4 4 番地 2 2	

**熊本県告示第 1 1 1 1 号**

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 4 9 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
公立玉名中央病院	玉名市中 1 9 5 0 番地	平成 2 9 年 1 0 月 1 日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
山鹿新町薬局	山鹿市新町 8 0 5 - 3	平成 2 9 年 1 1 月 1 日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
公立玉名中央病院訪問看護ステーション	玉名市中 1 9 1 7 番地 1	平成 2 9 年 1 0 月 2 日

**熊本県告示第 1 1 1 2 号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字九重神楽 2 4 2 3 番 1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字九重神楽 2 4 2 3 番 1（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第 1 1 1 3 号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草郡苓北町都呂々字上萱ノ木 2 3 1 3 番 1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字上萱ノ木 2 3 1 3 番 1（次の図に示す部分に限る。）



イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**公 告**

**熊本県公告第 7 4 2 号**

林業種苗法（昭和 4 5 年法律第 8 9 号）第 1 0 条第 1 項の規定により生産事業者として次のとおり登録したので、同法第 1 6 条第 1 項の規定により公告する。  
 平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登録番号	熊本県球磨 2 0 2 8 号
生産事業者の氏名及び住所	柏原 政廣 球磨郡相良村大字柳瀬 4 4 4 番地 8
生産事業の内容	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成
事業所の名称及び所在地	柏原樹苗園 球磨郡相良村大字柳瀬 4 4 4 番地 8

**熊本県公告第 7 4 3 号**

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和 4 1 年法律第 1 2 6 号。以下「法」という。）第 3 条の規定により宇土ノ迫入会林野整備組合代表者仮屋和喜男か以下宇土ノ迫入会林野整備計画の認可の申請があり、法第 6 条第 1 項の規定により当該入会林野整備計画を適当とする旨の決定をしたので、同法第 4 項の規定によりその旨を公告し、かつ、当該決定に係る入会林野整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。  
 なお、当該入会林野整備計画に係る土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらの土地又は物件に関し権利を有する者は、当該決定に対して異議があるときは、法第 7 条第 1 項の規定により縦覧期間の満了する日の翌日から起算して 3 0 日を経過する日までに県知事に異議を申し出ることができる。  
 平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧期間  
平成 2 9 年 1 2 月 2 3 日から平成 3 0 年 1 月 2 2 日まで
- 縦覧の場所  
熊本県農林水産部森林局森林保全課  
県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課  
球磨村役場
- 縦覧に供する書類  
宇土ノ迫入会林野整備計画書の写し

**熊本県公告第 7 4 4 号**

球磨郡錦町に事務所を置く中球磨土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 1 8 条第 1 7 項の規定により公告する。  
 平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	鶴田 和典	球磨郡あさぎり町上西 1 3 3 3 番地 1
理事	荒牧 千鶴	球磨郡あさぎり町上西 2 2 8 番地
理事	中村 金一	球磨郡あさぎり町上西 1 3 3 番地 2 0
理事	西 三郎	球磨郡あさぎり町上南 1 2 2 0 番地
理事	深水 功	球磨郡錦町大字一武 2 1 7 6 番地 1
理事	福永 高司	球磨郡錦町大字一武 2 9 6 7 番地 6
理事	山田 道晴	球磨郡錦町大字西 2 7 番地
監事	林田 益義	球磨郡錦町大字一武 3 3 4 6 番地 1
監事	湊田 清隆	球磨郡錦町大字西 3 6 1 8 番地 2 2

就任		
理事	緒方 信三	球磨郡あさぎり町上北 3 1 番地
理事	荒牧 千鶴	球磨郡あさぎり町上西 2 2 8 番地
理事	中村 金一	球磨郡あさぎり町上西 1 3 3 番地 2 0
理事	林田 益義	球磨郡錦町大字一武 3 3 4 6 番地 1
理事	福永 高司	球磨郡錦町大字一武 2 9 6 7 番地 6
理事	瀧田 清隆	球磨郡錦町大字西 3 6 1 8 番地 2 2
理事	山口 敬之	球磨郡錦町大字西 1 0 9 1 番地 6 8 - 2
監事	上淵 寶	球磨郡錦町大字一武 2 1 2 2 番地 1 5
監事	山本 信幸	球磨郡あさぎり町上西 1 2 9 6 番地

熊本県公告第 7 4 5 号

測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 1 項の規定により八代市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第 3 9 条において準用する同法第 1 4 条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（航空写真撮影、写真地図作成）	平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日から 平成 3 0 年 3 月 3 0 日まで	八代市

熊本県公告第 7 4 6 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日から平成 3 0 年 1 月 4 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
株式会社アグリ日奈久	八代市日奈久新開町	八代市日奈久新開町字塘添 1 9 1 番
前田 正秀	八代市日奈久大坪町	八代市水島町字大井手西割 5 7 番 5 5 ほか 1 0 筆
田中 滋啓	天草郡苓北町白木尾	天草郡苓北町志岐字西原 9 0 7 番
田山 義孝	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字古里 1 2 5 7 番ほか 2 筆
田山 義孝	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字沖ノ田 7 番ほか 4 筆
平田 光洋	天草郡苓北町都呂々	天草郡苓北町都呂々字大河内 3 8 8 6 番 1 ほか 4 筆

2 申請年月日

平成 2 9 年 1 2 月 1 1 日

熊本県公告第 7 4 7 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日から平成 3 0 年 1 月 4 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
岩本 賢治	宇土市笹原町	宇土市笹原町字上ノ割 7 7 4 番ほか 1 6 筆
竹下 大史	宇土市野鶴町	宇土市神合町字宮下 1 7 5 番

2

申請年月日

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日